砺波法人会報

令和6年1月　159号

目　次

令和６年新春を迎えて…… 2
年頭のごあいさつ…… 3
納税功労者表彰・新年あいさつ…… 4
全国大会群馬大会…… 5
令和６年度税制改正に関する提言 …… 6～7
税制改正を目指して各界代表に協力依頼 …… 8
わが社を支える若手社員と会社案内 9
全国青年の集い山形大会…… 10
青年部女性部だより…… 11
研修だより・新入会員紹介…… 12
税に関する絵はがきコンクール入賞作品 …… 13
税の作品･作文(高校生･中学生)… 14～15
税の作品(ポスター･習字･標語) 小学生･中学生 …… 16～17
税理士会だより…… 18
税務署だより…… 19～21
市役所だより…… 22

めざします 会員の会員による 会員のための**法人会**を!

消費税期限内納付
法人会 一声運動

新春を迎えて

砺波法人会　会長　川田　征利

皆様、新年明けましておめでとうございます。

希望に満ちた令和６年の新春を迎え、謹んでお慶びを申し上げます。

会員の皆様には、日頃より公益社団法人砺波法人会の事業活動に対し、深いご理解とご協力を賜り心から厚く御礼を申し上げます。

さて、昨年の第12回定時総会において斉藤前会長より会長職を引き継ぐこととなり、同時に３年間続いたコロナ禍が落ち着きを見せ始め、いろんな制約が正常な方向へ戻り、地域の経済活動も徐々に動き出す状況になりました。しかし乍ら、原材料の高騰、調達難、電力料金の高騰、急速な円安、国際紛争などの影響で地域の経済活動も安定を欠き、物価高騰も相まって我々の生活や企業活動においても未だに先行き不透明感が漂っています。

そのような状況下にあっても、昨年、10月１日からインボイス制度（適格請求書等保存方式）が開始されました。我々事業者の経理などに関する事務負担が増加しているほか、要件に沿ったインボイスの保存や帳簿の記載を行う事も必要となり、導入に伴う経過措置や特例措置、インボイス制度の運用の際に留意すべき点など数多く、国税庁からも制度に関する多くの情報発信がなされており、また今後も円滑な制度運営のための法改正等が見込まれるため、引き続き情報収集を行うことが重要になるようであります。

去る10月18日、第39回法人会全国大会が群馬県高崎市に於いて３年ぶりにリアル開催され、全国各地から2000名を超える会員が集まり盛大に開催されました。大会にて決議された「令和６年度税制改正に関する提言」を管内の行政当局及び議会に対し要望を致しました。

- **我々会員企業への過度な社会保険料負担を抑制し、経済成長を阻害しない社会保障制度の確立。**
- **健全な経営に取り組む企業に実効性ある支援。**
- **事業承継税制では欧州並みの本格的制度創設の必要性。**

我々にとって身近な問題について提言がされ、経営に携わる立場として互いに知恵を出し会員企業皆様の健全経営が計られるように努めてまいりたいと考えております。

地域の経済活動や企業経営に大打撃を与えたコロナ感染症は収束に向かい、ポストコロナ時代に向けて地域経済も緩やかな回復基調にあるやも知れませんが、企業にとって働き手、人手不足や、著しい円安や物価・資源価格の高止まり、更には最低賃金の引き上げなど経営環境は依然と厳しい環境が続きます、企業は安定と成長が求められるものであり会員の皆様には大変かと思いますが、日々のご努力をお願い申し上げる次第であります。

令和５年度も残すところ３か月となりましたが、定例研修会やセミナーの開催を通して「税のオピニオンリーダーたる経営者団体」として公益的な活動を展開し、税知識の普及と納税意識の高揚を図る為に取り組んで参りますので会員の皆様にはご協力をお願い申し上げます。

結びにあたり、関係する砺波市、南砺市、小矢部市行政当局、関連する各団体の皆様には本年も砺波法人会の事業活動にご理解を頂き、ご指導ご鞭撻そしてご協力を賜りますようお願い申し上げます。本年が皆様にとって良い年になりますことと、合わせてご健勝・ご活躍を祈念申し上げ、年頭のご挨拶といたします。

年頭のごあいさつ

砺波税務署長　山口　直美

新年明けましておめでとうございます。

公益社団法人砺波法人会の会員の皆様方に、謹んで新年のお喜びを申し上げます。

会員の皆様方には、平素から税務行政の円滑な運営につきまして、深いご理解と多大なるご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

貴会におかれましては、発足以来健全な企業経営及び社会の発展に貢献され、正しい税知識の普及と納税意識の高揚に取り組んでこられております。

また、租税教育は社会全体で取り組むべきものとの考えの下、租税教室の開催へのご支援や児童の税に関する作品の募集活動にもご尽力いただいておりますことに、敬意を表するとともに改めて感謝を申し上げます。

さて、近年新型コロナウイルス感染症への対応も相まって、税を含むあらゆる分野でデジタルの活用が急速に広まっています。

国税庁では、「納税者の自発的な納税義務の履行を適正かつ円滑に実現する」という使命を的確に果たし、国民の負託に応えていくために、その時代時代に応じた税務行政のあるべき姿（グランドデザイン）を描き、その実現に向けて着実・迅速に取り組みを進めていくことが重要と考えております。そのため、令和５年６月に「税務行政のデジタル・トランスフォーメーション - 税務行政の将来像 2023-」を公表し、「納税者の利便性の向上」、「課税・徴収事務の効率化・高度化等」、「事業者のデジタル化促進」の３つの柱に基づいて、施策を進めております。

また、適正・公平な課税・徴収の実現に向けては、納税者の権利・利益の保護を図りつつ適正な申告・納税を行った納税者が不公平感を抱くことのないよう、悪質な納税者に対しては、税務調査等による厳正な対応を行っているところです。

さらに令和５年 10 月から導入されたインボイス制度は、多くの事業者に影響する制度であるため、事業者の皆様には制度を十分に理解していただいた上で、それぞれの事業に応じた対応や準備を進めていただけるよう、関係民間団体や関係府省庁と連携しながら周知・広報に取り組んでまいりました。

今後は、インボイス制度の円滑な定着が重要と考えておりますので、事業者の方がインボイスの取扱いに不安を抱くことがないように、事業者の立場に立った柔軟な相談体制の構築と、登録要否相談会の継続など、引き続き、丁寧かつ寄り添った対応を行うこととしております。

言うまでもなく、このような取組を推進していくためには、貴会及び会員の皆様のお力添えが必要不可欠であると考えております。新年におきましても、一層のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

結びに当たりまして、新たな年が公益社団法人砺波法人会の益々のご発展と会員の皆様方の事業のご繁栄の年となりますことを心から祈念いたしまして、年頭の挨拶とさせていただきます。

表紙の写真説明

倶利迦羅不動寺山頂本堂での護摩法の様子。不動寺は、1300 年前に小矢部市と津幡町の境に位置する倶利伽羅峠に、善無畏三蔵法師によって開かれたと伝わる高野山真言宗の寺院である。

護摩法とは、願い事が書かれた「護摩木」と呼ばれる特別な薪を炎の中で焚き上げ、ご本尊に願いを届ける神聖な密教儀式である。山頂本堂では、毎日 10 時と 14 時に行われている。

（写真：倶利迦羅不動寺提供）

栄えある納税功労者表彰

税知識の普及と納税意識の高揚を図り、申告納税制度の確立に顕著な功績のあった次の方が受彰されました。受彰された大家芳夫様は、法人会の運営、発展に多大の貢献をされました。会員一同心よりお祝い申し上げます。

砺波税務署長表彰（11月17日表彰）

医療法人社団啓愛会
大家　芳夫氏

謹んで新年のお慶びを申し上げます　令和6年 元旦

公益社団法人　砺波法人会

会長　川田　征利
副会長（総務委員長）（福野）西能　徹
副会長（組織委員長）（砺波）金木　春男
副会長（厚生委員長）（福光）川合　誠一
副会長（広報委員長）（庄川）神下　正弘
副会長（研修委員長）（小矢部）澤田　勇
副会長（税制委員長）（井波）上田　英夫
常任理事（砺波）山本　吉弘
常任理事（砺波）白山　達也
常任理事（砺波）米原　嘉孝
常任理事（砺波）小杉　康夫
常任理事（小矢部）府録　弘之
常任理事（小矢部）屋敷　正昭
常任理事（小矢部）屋敷　吉信
常任理事（小矢部）大家　芳夫
常任理事（福野）岩﨑　渉
常任理事（福野）笹嶋　明人
常任理事（福光）堀井　昌之
常任理事（福光）幅田　浩司
常任理事（城端）木本　裕二
常任理事（城端）出島　武晴
常任理事（井波）苗加　為雄
常任理事（庄川）木村　吉秀
監事（砺波）橋本　昇
監事（小矢部）加藤　明博
監事（福野）山村　徹
理事（青年部会長）山下　博
理事（青年部会副部会長）福岡　健
理事（青年部会副部会長）江成　剛
理事（青年部会副部会長）大西　正起
理事（女性部会長）小竹　明代
理事（女性部会副部会長）三村美枝子
理事（女性部会副部会長）米道　啓子

外役職員一同

第39回 法人会全国大会「群馬大会」開催される

第 39 回法人会全国大会群馬大会が 10 月 18 日、高崎市高崎芸術劇場を主会場として開催され、全国から 1500 人の企業経営者が参加し、当会からも川田征利会長をはじめ 4 人が出席した。

大会は、群馬交響楽団のウエルカムコンサートに始まり、第 1 部の記念講演会は、講師として「前橋工科大学理事長・日本通信㈱代表取締役社長福田尚久」氏を迎え、「好機到来」という演題で記念講演が行われた。

第 2 部の大会式典では、全法連の小林栄三会長から主催者代表挨拶があり、その後、来賓を代表して住澤国税庁長官、山本群馬県知事、富岡高崎市長からの祝辞を受けた。続いて、各表彰状の贈呈、飯野税制税務委員長による税制改正提言の報告の後、鹿児島法人会青年部による租税教育活動の報告が行われた。大会宣言は、野坂筆頭副会長が声高らかに読み上げ、最後に次回開催地の今別府鹿児島県連会長が閉会の辞を述べ、大会は盛況のうちに終了した。

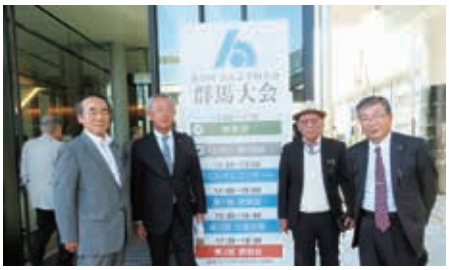
群馬大会（砺波）

来賓祝辞
住澤国税庁長官

主催者挨拶　小林会長

群馬大会（県連）

ウエルカムコンサート

大 会 宣 言

われわれ法人会は、「税のオピニオンリーダーたる経営者の団体」として、「税制改正に関する提言」や租税教育、企業の税務コンプライアンス向上に資する「自主点検チェックシート」の普及など、税を中心とする活動を積極的に展開しながら、広く社会へ貢献している。

わが国の社会経済活動に大打撃を与えたコロナ禍は、ほぼ収束し、急激な物価上昇も一時に比べ、落ち着きを取り戻しつつある。

こうした中、政府が打ち出した少子化対策や防衛力の抜本強化については、財源の具体的な内容が定まっておらず、安定性を欠いていると言わざるを得ない。加えて、コロナ禍でさらに積み上がった国債残高は先進国でも突出しており、返済計画の策定が重要な課題である。

歳出だけを先行させ財源論が置き去りになったままでは、財政規律の毀損が決定的となりかねない。まずは、2025 年度の基礎的財政収支の黒字化目標を確実に達成し、その後の財政健全化についても並行して議論を開始すべきである。

また、今月から導入されたインボイス制度は、事業者の事務負担増や適格請求書発行事業者と免税事業者との取引に変化が生じると言った懸念がある。政府は、国民や事業者への影響を検証し、問題があれば制度の是非を含めて見直す必要がある。

地域経済や雇用の担い手である中小企業には、コロナ禍による打撃から回復していないケースも少なくない。実効性ある税財政上の支援が必要であり、法人会は、「中小企業の活性化に資する税制」、「事業承継税制の抜本的改革」等を中心とする「税制改正に関する提言」の実現を強く求めるものである。

創設以来、納税意識の向上に努めてきた法人会は、全国の会員企業の総意として、以上宣言する。

令和 5 年 10 月 18 日
全国法人会総連合　全国大会

令和６年度税制改正に関する提言（要約）

令和６年度税制改正スローガン

○財政健全化は国家的課題。負担を先送りせず現世代で解決を！
○企業への過度な保険料負担を抑制し、経済成長を阻害しない社会保障制度の確立を！
○経済再生には中小企業の力が不可欠。健全な経営に取り組む企業に実効性ある支援を！
○中小企業は地域経済と雇用の担い手。本格的な事業承継税制の創設を！

≪基本的な課題≫

Ⅰ．税・財政改革のあり方

●コロナ対策財源の借金をどう返済するかが重要な課題だが、その議論が全くないのは極めて遺憾である。すでに米国や英国、ドイツなどの先進諸国では早くから増税を含む借金返済計画を策定し一部を実施に移している。我が国だけが議論さえ封印していたのでは国際社会の常識からみても異様であり無責任である。

●岸田政権は「異次元の少子化対策」を打ち出しながら、有力な財源となり得る消費税など新たな負担は求めないとしている。少子化対策は目的税としての消費税の対象分野である。コロナ対策財源も医療分野はその対象になる。ただいたずらに消費税を否定していたのでは、持続可能な社会保障制度の確立と財政健全化を両立させる税財政改革の議論は成り立たないし、国の未来も開けないであろう。

１．財政健全化に向けて

●歳出だけを先行させ、財源論を置き去りにする手法は財政規律を決定的に毀損させかねない。まずは2025年度の基礎的財政収支（プライマリーバランス＝ＰＢ）黒字化目標を確実に達成せねばならないが、その後の財政健全化の議論も並行して開始する必要がある。その際には財政規律を確立するための新たな健全化目標や実効性を担保できる財政運営手法が欠かせない。

（１）財政健全化は国家課題であり、本格的な歳出・歳入の一体改革を進めることが重要である。歳入では安易に税の自然増収を前提とすることなく、また歳出については聖域を設けずに分野別の具体的な削減・抑制の方策と工程表を明示し、着実に改革を実行するよう求める。

（２）国債の信認が揺らいだ場合、長期金利の急上昇など金融資本市場に多大な影響を与え、成長を阻害することが考えられる。政府による過剰な依存が主因とはいえ、日銀の国債保有は異常に高い水準に達しているほか、株式市場でも市場機能を歪めかねない存在となっている。このため、日銀は長短金利操作（イールドカーブ・コントロール）の修正によるゼロ金利政策の一層の柔軟化に乗り出している。今後の金融政策は正常化に向かうとみられるが、その際には政府と日銀が健全な関係を構築し、市場の動向を見極めながら副作用を最小限に抑えるよう細心の政策運営が求められる。

２．社会保障制度に対する基本的考え方

●「中福祉・低負担」のいびつな構造を「中福祉・中負担」に改革する。具体的には適正な「負担」を確保するとともに、「給付」を「重点化・効率化」によって可能な限り抑制する。

●社会保障の基本は「自助」「公助」「共助」であり、その役割と範囲を不断に見直すことが重要であり、その際には公平性の視点が欠かせない。とりわけ、医療保険の窓口負担や介護保険の利用者負担などの本人負担については、高齢者においても負担能力に応じた公平な負担を原則とする必要がある。

（１）年金については、「マクロ経済スライドの厳格対応」、「支給開始年齢の引き上げ」、「高所得高齢者の基礎年金国庫負担相当分の年金給付削減」等、抜本的な施策を実施すべきである。

（２）医療は産業政策的に成長分野と位置付け、デジタル化対応など大胆な規制改革を行う必要がある。また、都市と地方、診療科間の公平性を確保するために診療報酬（本体）の配分等を見直すとともに、政府の新目標であるジェネリック普及率「全ての都道府県で80％以上」を達成した後も、その供給体制の在り方を含め議論する必要がある。

（３）介護保険については、制度の持続性を高めるために真に介護が必要な者とそうでない者とにメリハリをつけ、医療と同様に公平性の視点から給付と負担のあり方をさらに見直すべきである。

（４）生活保護については、給付水準のあり方などを見直すとともに、不正受給の防止などさらなる厳格な運用が不可欠である。

（５）少子化対策では、現金給付より保育所や学童保育等の整備、保育士の待遇改善などの現物給付に重点を置くべきである。また、企業も積極的に子育て支援に関与できるよう、企業主導型保育事業のさらなる活用に向けて検討する。欧米に比べ取得面で大きく見劣りする育休制度については、企業側も意識改革が必要となろう。
児童手当の所得制限を撤廃し富裕層にまで支給対象を広げる政府方針については、出生率の向上につながるか疑問があるほか、公平性確保の点からみて極めて問題である。子ども・子育て支援には安定的財源を確保せねばならないが、こうした政策は性格上聖域化されがちである。公平性や実効性の確保を前提とし、バラマキ政策とならないよう十分な監視が必要である。

（６）少子化対策の財源として社会保険料の上乗せ案が挙げられているが、中小企業の厳しい経営実態を踏まえ、企業への過度な保険料負担を抑え、経済成長を阻害しないような制度づくりが求められる。また、配偶者控除等の税の問題や年金等の社会保障の問題は就労調整が行われる一つの要因とされており、人手不足で悩む中小企業にとって深刻な問題である。女性の就労を支援する政策を含め、税制と社会保障の問題を一括して議論すべきである。

３．行政改革の徹底

●行政改革を徹底するに当たっては、地方を含めた政府・議会が「まず隗より始めよ」の精神に基づき自ら身を削ることが肝要である。以下の諸施策について、直ちに明確な期限と数値目標を定めて改革を断行するよう強く求める。

（１）国・地方における議員定数の大胆な削減、歳費の抑制。
（２）厳しい財政状況を踏まえ、国・地方公務員の人員削減と、能力を重視した賃金体系による人件費の抑制。
（３）特別会計と独立行政法人の無駄の削減。
（４）積極的な民間活力導入を行い成長につなげる。

４．マイナンバー制度について

●先ごろには健康保険証との一体化などをめぐりカードの登録に関する情報管理面で問題が生じ、制度に対する不信感が表面化する事態となった。政府は国民の不安を払拭するために、制度の運用に当たっては個人情報の漏洩、第三者の悪用を防ぐためのプライバシー保護などが担保される措置を徹底することが重要である。そして制度の意義や利便性について改めて丁寧に説明し理解を求めていかなければならない。

５．今後の税制改革のあり方

Ⅱ．経済活性化と中小企業対策

１．中小企業の活性化に資する税制措置

●中小企業は地域経済と雇用の担い手であるだけでなく、我が国経済の礎である。
モラルハザードの誘発には注意しなければならないが、健全な経営に取り組んでいる企業が立ちゆくよう実効性ある支援をすることは、政府の責任であり義務といえよう。

（１）法人税率の軽減措置
中小法人に適用される軽減税率の特例15％を本則化すべきである。また、昭和56年以来、800万円以下に据え置かれている軽減税率の適用所得金額を、少なくとも1,600万円程度に引き上げる。

（２）中小企業の技術革新など経済活性化に資する措置
租税特別措置については、公平性・簡素化の観点から、政策目的を達したものは廃止を含めて整理合理化を行う必要はあるが、中小企業の技術革新など経済活性化に資する措置は、以下のとおり制度を拡充したうえで本則化すべきである。
①中小企業投資促進税制については、対象設備を拡充したうえ、「中古設備」を含める。
②少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例措置については、損金算入額の上限（合計300万円）を撤廃し全額を損金算入とする。なお、それが直ちに困難な場合は、令和６年３月末日となっている適用期限を延長する。

（３）中小企業等の設備投資支援措置
「中小企業経営強化税制」や「先端設備等導入計画に係る固定資産税特例」等を適用するに当たっては、手続きを簡素化するとともに、事業年度末（賦課期日）が迫った申請や認定について弾力的に対処する。なお、「カーボンニュートラルに向けた投資促進税制」は、令和６年３月末日が適用期限となっていることから、適用期限を延長する。

2．事業承継税制の拡充

●我が国企業の大半を占める中小企業は、先に指摘したように地域経済や雇用の確保などに大きく貢献している。中小企業が相続税の負担によって事業が承継できなくなれば、経済社会の根幹が揺らぐことになる。

（1）事業用資産を一般資産と切り離した本格的な事業承継税制の創設
我が国の納税猶予制度は、欧州主要国と比較すると限定的な措置にとどまっており、欧州並みの本格的な事業承継税制が必要である。とくに、事業継続に資する相続については、事業従事を条件として他の一般資産と切り離し、非上場株式を含めて事業用資産への課税を軽減あるいは免除する制度の創設が求められる。

（2）相続税、贈与税の納税猶予制度の充実
平成30年度税制改正では、中小企業の代替わりを促進するため、10年間の特例措置として同制度の拡充が行われたが、特例承継計画の提出件数は伸び悩んでおり、政府は制度の検証を行う必要がある。
また、特例承継計画の提出期限は1年間延長され、令和6年3月末日までとなっているが、コロナ禍からの完全回復には時間がかかるうえ、エネルギー価格が高止まりしているなど、中小企業を取り巻く環境は依然厳しい状況にある。特例承継計画の提出期限等の延長を求めるとともに、事業承継がより円滑に実施できるよう以下の措置を求める。
①猶予制度ではなく免除制度に改める。
②コロナ禍の影響などを考慮すると、より一層、平成29年以前の制度適用者に対しても要件を緩和するなど配慮すべきである。
③国は円滑な事業承継が図られるよう、経営者に向けた制度周知に努める必要がある。

（3）取引相場のない株式の評価の見直し

3．消費税への対応

●政府は、軽減税率制度とインボイス制度について、国民や事業者への影響、低所得者対策の効果等を検証し、問題があれば制度の是非を含めて見直しが必要である。

（1）インボイス制度の導入にあたり、国は事業者に混乱が生じないよう制度の周知を徹底するとともに、事務負担を軽減するような環境整備が必要である。また、課税事業者が免税事業者と取引を行う際、取引価格の引き下げや取引の停止などの不利益を与えないよう、実効性の高い対策をとるべきである。

（2）消費税の滞納防止は税率の引き上げやインボイス制度の導入に伴ってより重要な課題となっている。消費税の制度、執行面においてさらなる対策を講じる必要がある。

（3）インボイス制度や電子帳簿保存法の改正による電子データ保存の義務化に対応するため、事業者の事務負担、納税協力コストは年々増加している。システム改修や従業員教育などについて、中小企業に対する特段の配慮が求められる。

Ⅲ．地方のあり方

●地方活性化戦略では、地方自身がそれぞれの特色や強みをいかした活性化策を策定し地域の民間の知恵と工夫により、新たな地場技術やビジネス手法を開発していかねばならない。また自治体側は自らの責任で必要な安定財源の確保や行政改革を企画・立案し実行するなど、自立・自助を基本理念とすることが肝要である。

（1）地方創生では、さらなる税制上の施策による本社機能移転の促進、地元の特性に根差した技術の活用、地元大学との連携などによる技術集積づくりや人材の育成等、実効性のある改革を大胆に行う必要がある。また、中小企業の事業承継の問題は地方創生戦略との関係からも重要と認識すべきである。

（2）広域行政による効率化や危機対応について早急かつ具体的な検討を行うべきである。基礎自治体（人口30万人程度）の拡充を図るため、さらなる市町村合併を推進し、合併メリットを追求する必要がある。

（3）国に比べて身近で小規模な事業が多い地方の行財政改革には、「事業仕分け」のような民間のチェック機能を活かした手法が有効であり、各自治体においても広く導入すべきである。

（4）地方公務員給与は近年、国家公務員給与と比べたラスパイレス指数（全国平均ベース）が改善せずに高止まりしており、適正な水準に是正する必要がある。そのためには国家公務員に準拠するのではなく、地域の民間企業の実態に準拠した給与体系に見直すことが重要である。

（5）地方議会は大胆にスリム化するとともに、より納税者の視点に立って行政に対するチェック機能を果たすべきである。また、高すぎる議員報酬の一層の削減と政務活動費の適正化を求める。行政委員会委員の報酬についても日当制を広く導入するなど見直すべきである。

Ⅳ．震災復興等

●これまでの効果を十分に検証し、予算の執行を効率化するとともに、原発事故への対応を含めて引き続き適切な支援を行う必要がある。とりわけ被災地における企業の定着、雇用確保などに対し実効性ある措置を講じるよう求める。

●近年、熊本をはじめとした強い地震や台風などによる大規模な自然災害が相次いで発生している。東日本大震災の対応などを踏まえ、被災者の立場に立った適切な支援と実効性のある措置を講じ、被災地の確実な復旧・復興等に向けて取り組まなければならない。

Ⅴ．その他

1．納税環境の整備
2．環境問題への対応
3．租税教育の充実

≪税目別の具体的課題≫

1．法人税関係

（1）役員給与の損金算入の拡充
①役員給与は損金算入とすべき
②同族会社も業績連動給与の損金算入を認めるべき

（2）交際費課税の適用期限延長

（3）中小企業向け賃上げ促進税制の適用期限延長

2．所得税関係

（1）所得税のあり方
①基幹税としての財源調達機能の回復
②各種控除制度の見直し
③個人住民税の均等割

（2）少子化対策

3．相続税・贈与税関係

（1）被相続人1人に対する法定相続人の数は減少傾向（平成15年3．40→令和2年2．73）にある。さらに、基礎控除の引き下げや地価の上昇により相続税の課税件数割合が平成27年の8．0％から令和3年は9．3％と高水準に達していることから、基礎控除のあり方を見直す必要がある。
また、現行の相続税の課税方式（法定相続分課税）は、相続人の相続額に応じた課税がされず、一人の相続人の申告漏れが他の相続人にも影響する等の問題が指摘されており、課税方式のあり方についても併せて検討することが必要である。

（2）経済の活性化に資するよう、贈与税の基礎控除を引き上げる。

4．地方税関係

（1）固定資産税の抜本的見直し
令和5年の全国の公示価格は、全用途平均・住宅地・商業地とも2年連続で上昇し、上昇率が拡大している。都市計画税と合せて評価方法および課税方式を抜本的に見直すべきである。
また、固定資産税は賦課課税方式であり、納税者自らが申告するものではないことから、制度に対する不信感が一部見受けられる。地方自治体は、税の信頼性を高めるためのさらなる努力が必要である。
①商業地等の宅地を評価するに当たっては、より収益性を考慮した評価に　見直す。
②家屋の評価は、経過年数に応じた評価方法に見直す。
③償却資産については、納税者の事務負担軽減の観点から、申告対象外となる「少額資産」の範囲を国税の中小企業の少額減価償却資産（30万円）にまで拡大するとともに、賦課期日を各法人の事業年度末とする。また、諸外国の適用状況等を踏まえ、廃止を含め抜本的に見直すべきである。
④固定資産税の免税点については、平成3年以降改定がなく据え置かれているため、大幅に引き上げる。
⑤国土交通省、総務省、国税庁がそれぞれの目的に応じて土地の評価を行っているが、行政の効率化の観点から評価体制は一元化すべきである。

（2）事業所税の廃止
市町村合併の進行により課税主体が拡大するケースも目立つ。事業所税は固定資産税と二重課税的な性格を有することから廃止すべきである。

（3）超過課税

（4）法定外目的税

5．その他

（1）配当に対する二重課税の見直し

（2）森林環境税
令和6年度から施行される森林環境税について、現在、先行して別の財源を使って地方自治体に配分（令和5年度は500億円）されているが、その半分が使い残され基金として積み立てられているとの指摘がある。これでは税が有効に活用されているとは言い難く、配分方法のあり方など、制度自体を抜本的に見直すべきである。

（3）電子申告

令和６年度税制改正を目指して

国会議員及び３市の市長並びに市議会議長に協力依頼

法人会は、公平で健全な税制の実現を目指して会員企業の意見や要望を反映しながら、税のあるべき姿や将来像を見据えて建設的な提言を行っています。

これらの要望の実現を目指し、柴田巧参議院議員、夏野砺波市長、田中南砺市長、桜井小矢部市長、川辺砺波市議会議長、古軸南砺市議会議長、山室小矢部市議会議長を訪問し、提言書を直接手交して、提言と税制改正実現に理解と協力をお願いしました。

柴田巧参議院議員に協力依頼（11 月 12 日）
川田会長・府録小矢部支部長

夏野修砺波市長に協力依頼（11 月７日）
川田会長・山本砺波支部長

川辺一彦砺波市議会議長・大楠匡子総務文教常任委員長に協力依頼（11 月８日）
川田会長

田中幹夫南砺市長に協力依頼（11 月 30 日）
川田会長・上田税制委員長

古軸裕一南砺市議会議長に協力依頼（11 月 30 日）
川田会長・上田税制委員長

桜井森夫小矢部市長に協力依頼（11 月 30 日）
川田会長・府録小矢部支部長

山室秀隆小矢部市議会議長に協力依頼（11 月 30 日）
川田会長・府録小矢部支部長

我社を支える－若手社員と会社案内－

勝星産業株式会社

1959年に勝星編物加工株式会社として手袋の製造を開始、業務拡大による本社工場新築に伴い勝星産業株式会社へ社名変更、作業用手袋メーカーとして今年で創業64年となります。
すべり止め付き手袋の開発から始まり、時代の変化と共に多種多様な商品展開や、ユーザーの声を取り入れた商品開発を行い、今日まで歩んで参りました。
近年ではすべり止め加工技術を活かした手袋への「オリジナルプリント」事業を本格化。
“手袋をもっと自由に”をキャッチワードに「GLOOVY」ブランドを立ち上げ、企業のオリジナル手袋やイベントグッズ、ノベルティアイテムとして、「作業」だけでは無い「多種多様」な手袋として、物づくりの新たな挑戦を続けております。

▲　手袋型スマホクリーナー

2018年入社　製造部　Kさん

仕事内容　プリント加工／包装

先輩方の丁寧で細やかなサポートもあり、効率性・生産性を上げていくために日々考えながら業務に励んでいます。
現在は実績が無い製品やお客様の要望に沿ったサンプル・製品作成に携わっています。
UVプリンターを用いて、試行錯誤しながら製造していくことにやりがいを感じています。

2018年入社　製造部　Nさん

仕事内容　編機のオペレーター

糸を編んで製品を作る編み物の奥深さに惹かれて入社しました。
新しい商品を考案する際には、作りたい商品に合った糸を選ぶことから始まり、編み方の設計を経て、商品がうまく編みあがったときに仕事のやりがいを感じます。
また、商品開発にも力を入れており、手袋メーカーという概念にとらわれず、社員やユーザーの意見を取り入れたニット製品を作っていきたいと考えています。

2018年入社　営業部　Wさん

仕事内容　出荷業務

大学卒業後、他県で3年間接客業をしていましたが、前職の業種と業務内容が全く異なり、手袋など安全用品の知識が全く無かったため不安でいっぱいでした。
しかし、入社後わからないことがあればすぐに確認が取れる風通しのいい職場とわかり、今も安心して働けています。
営業を通してお客様のご要望を確認し、現場に在庫の出荷･数調整を依頼します。
各部門と連携をとりながら、お客様の下へ正しい商品をお送りすることにやりがいを感じます。

会社概要

会社名	勝星産業株式会社
代表者	代表取締役　門口　克比古
設立	1959年12月
資本金	5000万円
事業内容	天然ゴム滑り止め手袋、PVC滑り止め手袋、ウレタン手袋、ネーム入り手袋、軍手等の製造、販売、リサイクル製品の販売
事業所	本社 〒932-0211　富山県南砺市井波201 TEL：0763-82-2696　FAX：0763-82-3711

KACHIBOSHI

全国青年の集い山形大会　令和５年 11 月９～ 10 日

企業力高め　地域発展誓う

第 37 回法人会全国青年の集い山形大会が９日、山形市のやまぎん県民ホールなどを会場に２日間の日程で始まった。全国の法人会青年部会員が、租税教育、健康経営などを中心テーマに事例発表や情報交換をし、企業力を高め、地域発展につなげることを誓い合った。大会は、全国から約２千人が参加し、「為せば成る！～感謝と恩返しの想いを胸に～」をスローガンに、青年部会活動の三つの柱「租税教育活動」「部会員増強運動」「財政健全化のための健康経営プロジェクト」の意義を再確認し、一層の推進を図る。

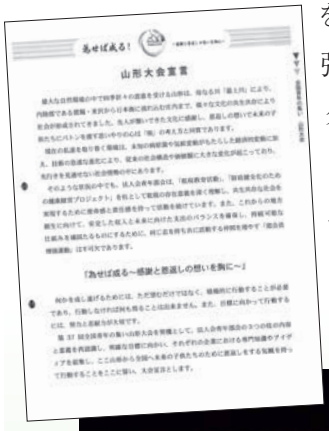

また、ヤマガタデザイン株式会社山中大介氏による「自らがリスクを取って挑戦をする。だからこそ価値がある。」のテーマで、記念講演会が開催された。

主催者あいさつ　小林全法連会長

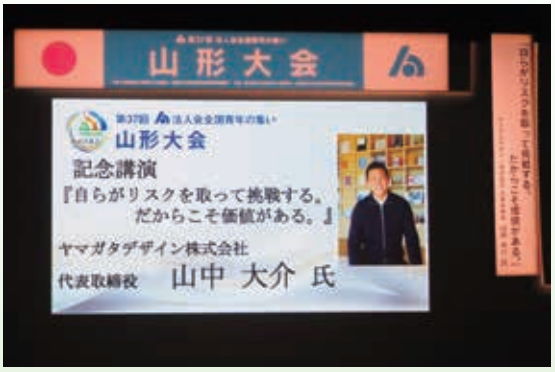

記念講演会　山中大介①

記念講演会　山中大介②

山形大会に参加する青年部会員

青年部会・女性部会だより

9月19日

「山口砺波税務署長との懇談会」

「山口砺波税務署長との懇談会」が、TONAMI 翔凛館において青年部会・女性部会の会員 19 名の参加を得て開催されました。

懇談会の前に、山口直美砺波税務署長から、「国際課税に関する最近の話題あれこれ」と題し、国税組織の概要、国際課税及び消費税課税についての説明を今までの実務経験を通して、自己紹介を交えながらわかりやすく講演していただきました。

その後、出席した会員と「現在の税務署の状況及びインボイス制度」について、意見の交換を行いました。

10月24日

「令和５年度　健康経営勉強会」

青年部会（山下博部会長）は、青年部の基幹事業である「健康経営プロジェクト」について、講師として元公益財団法人全法連青連協健康経営トータルディレクター　小杉善文氏を迎え、【健康経営で 100％企業は強くなる～財政健全化のための健康経営プロジェクト～】と題して勉強会を開催した。

当日は、午後５時 30 分と遅い時間の開始にもかかわらず、12 名の青年部会員が出席した。どうして、青年部会が「財政健全化のための健康経営プロジェクト」に取り組むのかを、講師自らの企業での活動を例示しながら説明を受け、改めてこの活動の有義性に痛感しました。

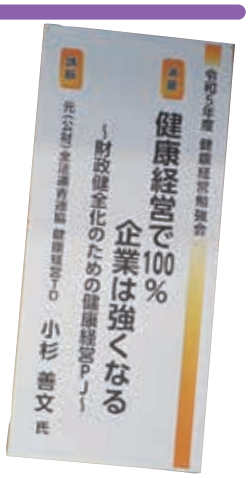

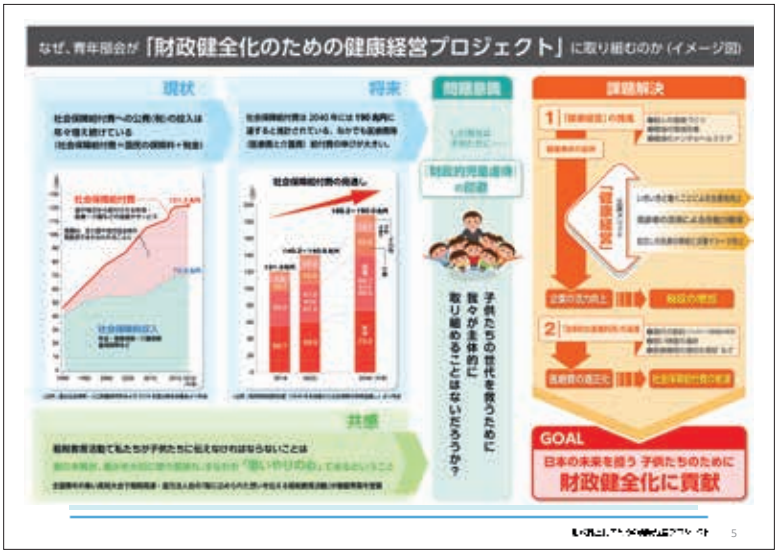

講演会・研修会だより

7月13日

高齢者・障害者の雇用状況とその助成金等のご案内

講師　・ハローワーク砺波
・独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構

8月23日～10月31日（計10回）

法人税実務講座

講師　北陸税理士会砺波支部
杉　林　一　幸　税理士

8月24日

ChatGPT！超初心者向け講座

講師　ソフィアブレイン代表
小宮山　真　吾　氏

9月8日

サイバーリスク・ネット犯罪の手口と対策

講師　サイバー犯罪専門家
森　　雅　人　氏

10月12日

第一講座 インボイス制度の概要
第二講座 電子帳簿等保存制度のチェックポイント

講師　砺波税務署法人課税部門担当官

11月10日

ウクライナ情勢と2024年の国際政治経済リスク

講師　共同通信社編集委員
太　田　昌　克　氏

11月22日

年末調整説明会

講師　砺波税務署法人課税部門担当官
砺波税務署総務課管理運営担当官
小矢部市税務課担当官

12月12日

プロも驚く！売れるサイト実践型講座

講師　ソフィアブレイン代表
小宮山　真　吾　氏

新入会員紹介（令和5年7月～令和5年12月）

一般会員

法人名	所在地	代表者	業　種	推薦者
株式会社TC	砺波市中神3－3	吉村　大志	薬小売業	長谷川　彩（AIG）
小谷企画株式会社	南砺市下出1919－1	髙田　裕之	入浴施設等運営・管理	
株式会社村田建築板金	小矢部市島93－17	村田　　和	建設業	㈱ライフブレイン（AIG代理店）

公益社団法人砺波法人会女性部会

令和５年度　税に関する絵はがきコンクール優秀作品

「税に関する絵はがきコンクール」は、砺波法人会女性部会の基幹的取組みとして国税庁の後援を受け、毎年行われています。

令和５年度では、管内９の小学校から、257 枚の絵はがきの申し込みがあり、「砺波税務署長賞」として、南砺市城端小学校５年 市橋結愛（イチハシ ユア）さんが選ばれました。

令和５年 12 月５日には、城端小学校において小竹明代砺波法人会女性部会長・犀川敏朗城端小学校長同席のもと、山口直美砺波税務署長から賞状が授与されました。

砺波税務署長賞

城端小学校 ５年　**市橋　結愛** さん

県連特別賞

砺波法人会長賞

井波小学校 ６年
山岸　香凜 さん

県連入賞

女性部会長賞

大谷小学校 ６年
福岡　銀河 さん

優秀賞

砺波東部小学校 ６年
村井　美羽 さん

たくさんの
ご応募をいただき
ありがとう
ございました。

入賞（６作品）

砺波東部小学校 ６年
上田龍之介 さん

砺波北部小学校 ６年
塩谷千笑子 さん

砺波東部小学校 ６年
川淵　凪 さん

砺波東部小学校 ６年
水野　陸隼 さん

砺波北部小学校 ５年
黒田　唯心 さん

津沢小学校 ５年
長谷川璃旺 さん

中学生・高校生　税についての作文紹介

▶高校生の部

金沢国税局長賞

今と未来

富山県立砺波高等学校　一年　**西尾　優咲**

学校が終わった後の放課後や、部活終わりに利用する高校の近くにある市立図書館。豊富な本の数。屋外の暑さから癒しをくれるエアコンの効いた快適な空間。綺麗に整備された机や椅子。高校生になってよくお世話になっている場所には私たちの多くの税金が使われていると気づかされた。それと同時に私が過ごしやすい環境で物事に取り組むことや学べることへの感謝が込み上げてきた。私の身のまわりにあふれている税金の一つ一つに目を向け、感謝できるようになりたいと思う。

コンビニやスーパーなどで物を買う、つまり税を払っているときはそれらがどのように使われているのか考えることはなかった。しかし、自分が払う税金でこの世界の誰かを幸せにできていると思うと私も幸せになる。今防衛費増税などに関するニュースを目にすることが多い。正直、「増税」という言葉に対してマイナスなイメージしかなかった。けれども、払う税が多くなればなるほど、幸せにできる人が多くなるという考え方もあるのかもしれない。

さらに考えてみれば、今まで私の人生は税金なしでは成り立っておらず、税金とはこれからも付き合い続けなければならないものだと気づかされた。日々の生活と税金は、切っても切り離せない関係にあるといえるだろう。今の自分があるためにいくら税金が使われてきたのか興味を持ち、調べてみたところ、義務教育期間の九年間では、一人当たり約八百四十五万円が使われているそうだ。今まさに自分の立場である高校生には三年間で約二百七十三万円もの税金が使われていると知ることができた。高校生活を送る際、心に刻んでおきたいと思う。教科書や授業で使う道具などはもちろん、目に見えてはいない水道代や電気代なども税金で賄われており、どれほど今まで税金に支えられてきたものなのかと実感させられた。これまで税金に支えられ、多くの恩恵を受けてきたということは次は自分が、未来の子供のために納税をするということを忘れてはならない。高校を卒業するときには十八歳であり、成人の仲間入りである。人によっては住民税、所得税といった自分には程遠い存在だと思っていた税金を納める必要もあると知った。

このように税金はあらゆる形に変化しながら、自分を含めた社会全体に幸福をもたらしてくれるものである。税によって支えられている今の環境に感謝し、未来の子供たちへの世代へとバトンを繋いでいきたい。

今日も私の生活に関わる費用を納めてくださった方、ありがとうございます。

砺波税務署長賞

税とは何か

富山県立南砺福野高等学校　一年　**伊藤　　梓**

「なんでこんなに…。」そう思ったのは、社会の税金についての授業のときだった。税に多くの種類があると知ったとき、そう思った。所得税や固定資産税、自動車税に消費税…。表を読み上げるだけでその税の種類の多さがわかる。「なぜこんなに多くの種類が必要なのか。」「なぜ生きるためにお金を払い続けなければいけないのか。」私は、疑問に思って仕方なかった。

「未来への投資」その言葉を聞いたのは、その後の租税教室を受けているときだった。「どんな意味だろう。」とパンフレットを読み進めると、ずっとわからなかった疑問がすっと解けたように感じた。私達は当たり前のことが誰かにとってはそうでないかもしれない。その誰かのための資金援助のお金として使われていることがそこには書かれていた。そして、その誰かは最初から決められているのではなくこれから誰もがなりうる可能性があると考えた。自分の夢を追いかける人、町おこしに力を入れようと集う人々。そのたくさんの人々の希望に応えようと手助けになると考えたからです。寄金やクラウドファンディングに頼るという選択肢もありますが、税の力を借りることはいくつかのメリットを持っていると考えた。それは、幅広い考えに触れられるところである。例えば、自分たちに身近な市役所に行けば、自分のしたいことを相談できる。自分の考えを話すことで、自分と同じような考えをもつ人々と巡り合ったり、活動に参加できたりすると思う。それは、自分の夢に近づくための第一歩ではないだろうか。このように、自分たちに身近なところや多くの大人に相談・協力できることは寄金やクラウドファンディングなどではできない税の力を借りるメリットだと思う。

また、「私達は当たり前のことが誰かにとってはそうでないかもしれない。」とあったが、私達が暮らす地域では税金でまかなわれているものが多くある。小学校や中学校、消防署、警察署などの施設の目に見えるものだけでも私達の暮らしにかかせないものだと思う。また、これらも私達には当たりだという認識が多いと私は思う。だから、「なんで」ばかり言うのではなく感謝すべきものであると思う。

砺波税務署長賞

日本の税に関する問題

富山県立南砺平高等学校　三年　**堅田　結愛**

私が「税」という言葉を聞いて一番に思い浮かべるのは、「消費税」です。私も買い物をするときに払っていますが、税金を払うことのメリットはあまり感じられません。でも、国民が税金を払うことによって、社会保障制度の恩恵を受けたり、舗装された道路を歩くことができたり、子供が学校で教育を受けたり、警察・消防・自衛隊といった、民間ではできないような行政サービスを受けることができるそうです。小学生・中学生のころは当たり前のように学校に通っていましたが、学校に通えるのも税金のおかげです。税金を払わないと学ぶための費用が賄えなくなるので、安心して学習がすることができなくなります。健康で豊かな生活を送れているのも、税金のおかげです。もし病気にかかった時に病院に行きますが、今は高い医療費を払わなくて済みますが、税金を支払わないと医療費が高くて当たり前に病院に行けなくなります。日本では水道の蛇口をひねれば水が出てきますが、世界全体でみると二十二億人、つまり十人に三人が安全に管理された水を使用できずにいます。外国では、子供が湖や河川、用水路に水をくみに行って水を使っている国もあります。もしも税金がなかったら、今まで当たり前だったことができなくなり、困ることがたくさんあります。例えば、人が倒れているのに救急車が来ないことや、火事になっても消防車が来ないこと、子供たちが安心して学べる環境を整えるための費用をまかなうことができないことなど、色々なことができなくなります。

今、私は住民税などの税金を納めていませんが、税金を納めるときは、税金が地域のためになることを念頭において、納税したいと思います。国民の税金に対する役割は、税金を納めることはもちろん、税金がどのようにして使われているのかを見守るのもとても大切なことだ

と思います。

▶中学生の部

全国納税貯蓄組合連合会 優秀賞

僕と税金

富山県砺波市立庄西中学校　一年一組　**草　　緋勇**

暮らして行く上で税金は必要らしい。増税減税措置、ニュースでは連日税、税、税。一憂することはあっても一喜することはほぼないと、家族はよくこぼしている。しかし僕に関して言えば税金に感謝しないといけない。僕は、実は小児慢性特定疾病を持っているからだ。

三歳の時から月に一回必ず病院に行っている。僕は平均より身長が伸びにくい。骨年齢も同年代より２歳程若い。だから小学生のときにサッカーをしていたが２回骨折した。同年代では耐えることができる接触プレイでも僕は簡単に骨が折れる。あと必ず週に六回は家で注射をしなければいけない。昔は七回だったが、量を増やすころで打つ日を減らした。ちなみに未だに自分で注射を打つことはできない。その治療も終わりが見えてきた。百五十六ｃｍになると治療は終了となる。

ここまで約十年間、一度もお金を支払っていない。僕がほぼ毎日打っている注射は一本七万円するらしい。十日で無くなるから、一日およそ七千円が僕の体に入っている。全て税金でまかなってもらった。この税金がなければ今頃僕は、百二十ｃｍもなかったかもしれない。母はよく「この物価高でもウチは消費税も住民税も自動車税も文句言わないで払わないといけない」とよく言っていた。僕の身長は税金が伸ばしてくれた。

サッカーをしていたときに二回骨折したが勿論そのときもお金を支払っていない。他にも保育園の時に、上手く発音できなくて言語聴覚士がいる大きな病院へ行って二年間リハビリをしたのだがそのときもそうだ。ちょくちょく風邪をひいてかかりつけの病院で支払いをしているのを見たことがない。全部子ども医療費無償化という名前として税金がまかなってくれた。

最後に、教科書に「税金によって無償で支給されています」と書かれていたのを見た。その前には「これからの日本を担う皆さんへの期待をこめ」と書かれている。僕は日常生活にはあまり支障はない病気だが、通院するときにもっと重い症状の子どもをたくさん見てきた。きっと税金の力を借りて治療していると思う。病院で順番を待っていたとき、ここにいる僕たちはこれからの日本を担う仲間なんだと思った。

砺波税務署長賞

感謝の気持ちを音に込めて

砺波市立出町中学校　三年四組　**髙野　　歩**

私は中学校で吹奏楽部に所属しています。そこでは、ほぼ全ての部員が学校の備品の楽器を使っています。その楽器を買うお金はどこから出ているか気になり調べてみると、大体は市の税金で賄われていることを知りました。私たちが学校生活を送るうえで支えられている市の税金は一体どのようなものなのでしょうか。

市税とは分かりやすく言うと、市民が安心して快適な生活を送るために負担する市民共通の経費のことです。つまり、市内に住所がある、または住所はないが事務所、事業所などがある人が納税義務者となっています。そして、納められた税金は社会福祉、子育て支援などの民生費、道路、公園などの建設や管理などの土木費、学校教育費に主に使われています。この中で学校の楽器を買うために使われる税金は学校教育費にあたります。

私は税金にはたくさんの使い道があり、それによって私たちの生活が支えられていることが分かりました。また、税金は当たり前にあるものではなく大人の方々が一生懸命働いた給料から引かれていることが分かりました。私たちが普段何気なく使っている教科書、教室の机、いす、そしてもちろん学校の楽器などは全て税金で賄われていることを知って、改めてもっと大切に扱わないといけないと思いました。私が所属している吹奏楽部ではよく楽器をぶつけたり、おとしたり、楽器庫の戸が開いているところをよく見かけます。もちろんわざとではないとは思いますが、自分たちのお金で買ったわけではなく、たくさんの方々の苦労があって購入されているので日頃からそのような意識を持って使っていきたいと思います。また、楽器を使えることが当たり前だと思わず、日々感謝の気持ちを持って練習に臨んでいけるようにしたいです。

私たちの日常生活は納税によって支えられています。このことを忘れずに生活することが今の私たちに必要だと思います。また、税について正しい知識を得ることが大切だと思います。「納税」とは何かしっかり理解して私が大人になっても豊かで安心して暮らせる未来のために税金を正当に納められる人になりたいです。

砺波税務署長賞

私たちと密接に関わる税金

庄川中学校　二年Ａ組　**中島　陽菜**

近年、私の住む富山県をはじめ、全国各地で多くの災害が起こっています。日々、大雨による土砂崩れや津波、そして台風や地震などの警戒も続いている中で、これらの災害による被害を防ぐための施設作りも進んでいます。表面排水路工、ダム、高台、学校の耐震これらの施設を作るためのお金は全て税金です。私が真っ先に税金と聞いて思いつくのは消費税です。この消費税は、商品の値段やサービスに上乗せされる税金のことで消費者の誰もが平等に負担します。歴史をたどるとこの消費税は、一九八九年、平成元年の四月一日に日本で初めて導入されました。当初は、税率三パーセントからのスタートでしたがしだいに増益していきました。二〇一九年、令和元年の十月を境に今では一部の商品をのぞき税率十パーセントとなりました。私にとって消費税は幼いころからの身近なものです。しかし、当たり前のようになっているこの消費税について詳しく考えたことは無く、自分自身が一人の納税者であるという自覚もありませんでした。

しかし、私たちの生活や命を災害から守ることのできる施設をはじめ、中学校、図書館、警察署、病院などがもしなかったらと考えるととても怖いです。また、公共の一環である救急車の走行が有料だったらや、警察の方々の街の安全を守るパトロールがなかったらと思うと安心して暮らせません。こうして社会全体を通して税金を見ると、私たちの生活と密接に税金が関わっているのがとても伝わり、心が温かくなります。

また、私が普通に学習できているこの環境も税金によって支えられています。私たち中学生の教科書の裏面を見ると、「この教科書は、これからの日本を担う皆さんへの期待をこめ、税金によって無償で支給されています。大切に使いましょう。」と記載されています。私はこれを見ると、教科書を大事にしようと思うとともに苦手な勉強も頑張ろうという気になります。

血液のように経済をめぐる税金。私は、これからも一人の納税者としての自覚を持ち、商品を買ったり、サービスを受けたりしていきたいです。そして、このように集められた税金が適正に使われ、安心して毎日を過ごせていることに感謝したいです。

いつも生活を支えてくださっている方々へ、本当にありがとうございます。

中学生・高校生　受賞作品

小学生　ポスター　受賞作品

金賞
砺波北部小学校
6年　上埜志穂凛さん

金賞
大谷小学校
6年　福岡　銀河さん

銀賞
鷹栖小学校
6年　宮西眞胡仁さん

銀賞
砺波北部小学校
6年　藤澤　美咲さん

銀賞
蟹谷小学校
6年　田中　漣さん

小学生　書　受賞作品

金賞

砺波東部小学校
6年　白　大雅さん

大谷小学校
6年　熊野　友花さん

城端小学校
6年　杉本　結音さん

城端小学校
6年　澤　輝さん

銀賞

出町小学校　6年
金子　千紗さん

砺波南部小学校　6年
松村　柚姫さん

大谷小学校　6年
中川　智遥さん

東部小学校　6年
山本　悠仁さん

上平小学校　6年
坂本　桜香さん

中学生　ポスター　受賞作品

金賞　出町中学校　2年　沢田　怜愛さん

金賞　石動中学校　3年　石川　結衣さん

金賞　井波中学校　3年　遠藤　沙希さん

銀賞　庄川中学校　3年　寺田　梨花さん

銀賞　庄川中学校　3年　尾山　陽波さん

銀賞　大谷中学校　1年　寺﨑　和香さん

銀賞　井波中学校　1年　中村　悠人さん

銀賞　井波中学校　3年　中家　愛萌さん

小学生　標語　受賞作品

砺波市	金賞	十年後　ぼくも立派な納税者 調べて学んで　支える未来	出町小学校	六年	重原　羚
	銀賞	税金は　社会を動かす　エネルギー	砺波北部小学校	六年	福岡　琉汰
		税金で　ささえるふるさと　まちづくり	砺波北部小学校	四年	吉田　桔梗
小矢部市	金賞	納税で　守ろう暮らしを　明るい未来へ	津沢小学校	六年	宮本　瑛斗
	銀賞	NO税ではなく　納税をしよう	津沢小学校	六年	窪城　優吾
南砺市	金賞	税金で　安全・快適　楽しい毎日	井波小学校	六年	山田さくら
	銀賞	考えよう　税のしくみや　使い方	井波小学校	五年	金森　珀翔
		納税は　いつかぼくらも　なかま入り	井波小学校	五年	勝又　篤史

城端小学校　6年
湯浅　雅悠さん

相続税及び贈与税の改正（令和6年1月1日施行）

北陸税理士会魚津支部長　濵　多　善　克

1．暦年課税による生前贈与加算の対象期間等の見直し

相続等により財産を取得した者が、**相続開始前７年以内（改正前は３年以内）**に被相続人から暦年課税による贈与により財産を取得した場合には、贈与により取得した財産価額（相続開始前３年以外の取得財産価額の合計額から 100 万円を控除した残額）を相続税の課税価格に加算されます。

相続開始前７年以内の対象は**令和６年１月１日以後の贈与**した財産が対象。

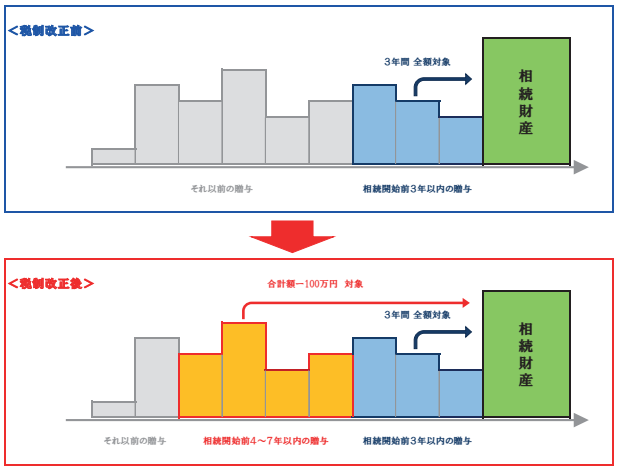

2．相続時精算課税に係る基礎控除の創設

相続時精算課税を選択（※１）した受贈者（以下相続時精算課税適用者）が、特定贈与者（※２）から**令和６年１月１日以後に贈与**により取得した財産に係るその年分の贈与税については、暦年課税の基礎控除とは別に、贈与税の課税価格から基礎控除額110万円（※３）が控除されます。また、特定贈与者の死亡に係る相続税の課税価格に加算されるその特定贈与者から令和６年　１月１日以後に贈与により取得した財産の価額は、**基礎控除額を控除した後の残額**とされます。

※１　相続時精算課税は、原則として①贈与者が贈与の年の１月１日において 60 歳以上、②受贈者が同日において 18 歳以上で、かつ、贈与時において贈与者の直系卑属の推定相続人又は孫である者。 なお、相続時精算課税を選択した場合、その後の同一者からの贈与について暦年課税へ変更はできません。

※２　特定贈与者とは、相続時精算課税の選択に係る贈与者をいい、令和５年分以前の贈与税の申告において相続時精算課税を選択した場合も含みます。

※３　同一年中に、２人以上の特定贈与者から贈与財産を取得した場合の基礎控除額 110 万円は、特定贈与者ごとの 贈与税の課税価格で按分します。（注）相続時精算課税を選択した場合、その特定贈与者からの贈与について暦年課税の基礎控除の適用はできません。

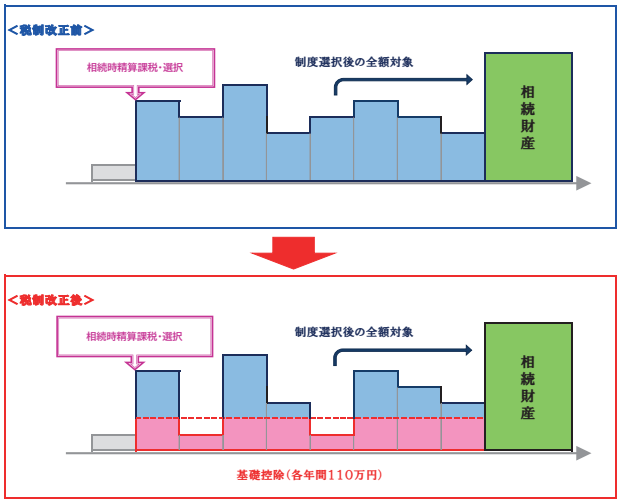

3．選択の判断

令和６年１月１日以降の贈与について暦年課税と相続時精算課税との選択は、相続発生のタイミング、贈与者の現状の財産状況、受贈者の年齢、贈与財産の価額や種類などを考慮した上で、専門家と相談する必要があります。

税務署だより

「キャッシュレス納付」のご案内

国税の申告と納付につきましては、平素よりご理解とご協力を賜りありがとうございます。
国税局・税務署では、キャッシュレス納付の利用拡大に向けて積極的に取り組んでおります。
キャッシュレス納付をご利用いただくことで、金融機関等の窓口に出向く必要がなく、納付書の作成も不要となるなど、業務の効率化を図ることができます。この機会に是非キャッシュレス納付へとシフトしていただきますようお願い申し上げます。

～ キャッシュレス納付利用までのSTEP ～

☆インターネットバンキングをご利用の方

インターネットバンキングを利用した納付がオススメです！

STEP①

事前手続は不要です!

★インターネットバンキングをご利用でない方又は、納付日を指定して納付したい方

ダイレクト納付がオススメです！

STEP①

国税ダイレクト方式電子納税依頼書兼国税ダイレクト方式電子納税届出書を、事前に所轄の税務署宛に提出してください。
※提出いただいてから、１か月程度で、メッセージボックスに登録完了メッセージが届きます。

STEP② 法人税・消費税等の申告書又は源泉所得税の徴収高計算書をe-Taxで送信。
※税理士に依頼されている方は、税理士に送信を依頼してください。

STEP③ メッセージボックスに格納される受信通知から、「インターネットバンキング」又は「ダイレクト納付」を選択し納付。

STEP④ 手続完了後、「ダイレクト納付完了通知」又は「ダイレクト納付エラー通知」がメッセージボックスに格納されますので、内容をご確認ください。

是非ご利用いただき、キャッシュレス納付の便利さを実感してください！

※国税ダイレクト方式電子納税依頼書兼国税ダイレクト方式電子納税届出書は国税庁ホームページから印刷することができます

事業者の皆様へ

どこに相談すればいいの？どんな支援があるの？

インボイス制度に関する相談窓口一覧表

こうした様々なお困りごとに対して、関係省庁等が連携してコールセンターや相談窓口を設け、事業者の皆様のご支援を行っておりますので、お気軽にお問い合わせください。

	相談内容	相談先	電話番号等	関連サイト
制度のご相談	**一般的なご質問** 「インボイス制度とは何か」など、QAやパンフレット等に掲載されている内容について、ご案内します	**税務相談チャットボット（AIが24時間自動回答）** **国税庁インボイスコールセンター**	ご利用はこちらから（特設サイトからも利用可） **0120-205-553** （9:00-17:00 土日祝･年末年始除く）	**《国税庁HP》** インボイス制度特設サイト
制度のご相談	**一般的なご質問** **【農業･林業･水産業･食品産業に従事している方】**	**インボイス専用ダイヤル** **農林水産省、水産庁、林野庁の担当課**　など	**別添１（農業等専用ダイヤル一覧（金沢局管内））**をご覧下さい	**《農林水産省HP》** **消費税のインボイス制度について**
制度のご相談	**個別のご相談、インボイス説明会への参加申込み** 自身の登録の要否に関してどのように検討すればよいか準備中の請求書がインボイスの記載要件を満たすか　など	**所轄の税務署**	「関連サイト」で、住所等から所轄の税務署の電話番号などを検索することができます	**《国税庁HP》** 税務署などの所在地などを知りたい方
制度のご相談	**e-Taxにより登録申請手続を行う場合の操作方法**	**e-Tax･作成コーナーヘルプデスク**	**0570-01-5901または03-5638-5171** （9:00-17:00 土日祝･年末年始除く） ※確定申告期の受付時間は「関連サイト」をご覧下さい	**《e-TaxHP》** e-Tax･作成コーナーヘルプデスク
制度のご相談	**IT導入補助金** 各種ソフト、PC、レジ等の導入費用を補助します	**サービス等生産性向上IT導入支援事業コールセンター**	**0570-666-424** （9:30-17:30 土日祝･年末年始除く）	**《IT導入補助金HP》** **IT導入補助金2022**
制度のご相談	**小規模事業者持続化補助金** 新たにインボイス発行事業者として販路開拓に取り組む費用（税理士等への相談費用を含みます）等を補助します	**【商工会地域の方】** 事業を営まれている地域の地方事務局	**別添２（都道府県地方事務局一覧（金沢局管内））**をご覧下さい	**《商工会地区補助金事務局HP》** 商工会地区小規模事業者持続化補助金
制度のご相談	**小規模事業者持続化補助金**	**【商工会議所地域の方】** **商工会議所地区持続化補助金事務局コールセンター**	**03-6632-1502** （9:00-12:00、13:00-17:00 土日祝･年末年始除く）	**《商工会議所地区補助金事務局HP》** 商工会議所地区小規模事業者持続化補助金
取引先からの代金減額・取引中止要請などについてのご相談	**独占禁止法上の優越的地位の濫用に関する一般的なご相談**　独占禁止法上、どのような行為が規制されるか ※独占禁止法は、事業者の取引全般に適用されます	**公正取引委員会本局、地方事務所等**	**別添３（独占禁止法上の優越的地位の濫用に関する相談ダイヤル一覧（金沢局管内））**をご覧下さい	**《公正取引委員会HP》** インボイス制度関連コーナー
取引先からの代金減額・取引中止要請などについてのご相談	**下請法に関する一般的なご相談** 下請法上、どのような行為が規制されるか	**公正取引委員会本局、地方事務所等**	**別添３（下請法に関する相談ダイヤル一覧（金沢局管内））**をご覧下さい	**《公正取引委員会HP》** インボイス制度関連コーナー
取引先からの代金減額・取引中止要請などについてのご相談	**下請取引に関するご相談** 中小企業の取引上のお悩みに相談員や弁護士が回答します	**下請かけこみ寺相談窓口**	**0120-418-618** （9:00-12:00、13:00-17:00 土日祝･年末年始除く）	**《国土交通省HP》** 建設業法令遵守･指導監督
取引先からの代金減額・取引中止要請などについてのご相談	**建設業の下請取引に関するご相談** 建設業法上、どのような行為が規制されるか 建設業者とのトラブル･違法行為に関するご相談　など	**地方整備局、都道府県**　など	**別添４（建設業専用ダイヤル一覧（金沢局管内））**をご覧下さい	**《IT導入補助金HP》** IT導入補助金2022
経営に関するご相談	**経営に関する一般的なご相談** 中小企業等の経営上のお悩みに専門家が回答します ※インボイス制度以外の内容もご相談頂けます	各都道府県の**よろず支援拠点**	「関連サイト」掲載の電話番号をご覧下さい	**《よろず支援拠点全国本部HP》** 支援拠点一覧
経営に関するご相談	**経営に関する一般的なご相談** **【商工会･商工会議所の会員の方】** インボイス制度開始に伴う事業環境変化のお悩み相談や、各種支援施策のご紹介	お近くの**商工会**または**商工会議所**	「関連サイト」掲載の電話番号をご覧下さい	**《全国商工会連合会HP》** 全国各地の商工会WEBサーチ **《日本商工会議所HP》** 商工会議所（都道府県連）名簿

事業主の皆さまへ
給与所得の源泉徴収票をe-Taxで提出すると…
従業員の方の確定申告がさらに簡単に!!

事業主の皆さまが、
給与所得の源泉徴収票を**e-Taxで提出**することで、
従業員の方が、**所得税の確定申告書を作成**する際、
給与所得の情報が自動で入力されるようになります！

※令和６年１月以降に提出する給与所得の源泉徴収票（令和５年分以後の年分）が対象です。
※従業員の方が令和６年２月上旬以降に国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」で確定申告書を作成する際にご利用になれます。

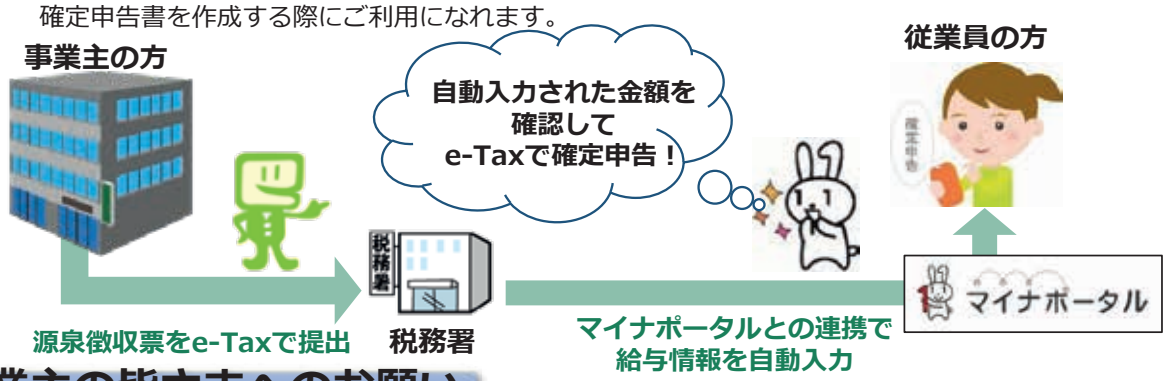

事業主の皆さまへのお願い

Point ①

事業主の皆さまから**e-Taxで提出された給与の源泉徴収票が自動入力の対象**となります。

Point ②

税務署への給与の源泉徴収票の提出範囲は、年間の給与等の支払金額が500万円を超えるもの等ですが、**500万円以下の給与に係る源泉徴収票であっても、e-Taxで提出した場合は、自動入力の対象**となります。

Point ③

給与所得の情報を正しく連携するため、給与所得の源泉徴収票に記載する、**従業員の方のマイナンバー、氏名（カナ含む）、住所、生年月日等については、記載誤りや不足・不備が無いようご注意**ください。

！ 詳しい内容は、国税庁ホームページの特設ページをご覧ください。

e-Taxソフト（WEB版）で源泉徴収票を提出できます！

！ e-Taxソフト（WEB版）の利用方法について、詳しくは右面をご覧ください。

e-Taxソフト（WEB版）のご利用方法

STEP ① e-Taxソフト（WEB版）へアクセス

① e-Taxホームページにアクセス
（https://www.e-tax.nta.go.jp）
②右上部「各ソフト・コーナー」をクリック
③「e-Taxソフト（WEB版）」をクリック
または

e-tax　web　ログイン

STEP ② 事前準備

e-Taxを初めて利用する方は、❶から開始届出書の作成・提出を行ってください。
既にe-Taxをご利用の方は、❷からログインします。
❸で利用者情報の登録等を行い、❹で給与所得の源泉徴収票の作成を行います（e-Taxソフト（WEB版）を初めて利用する場合のみ、❸の手続が必要です。）。

※事前準備の案内動画はこちら

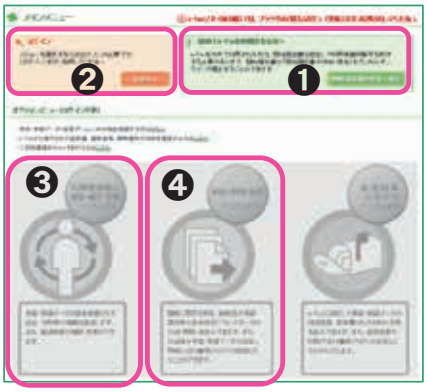

STEP ③ 源泉徴収票の作成・提出

【１件別に入力する】
源泉徴収票を１件別に入力する場合は、❶をクリックします。

【ＣＳＶファイルを読み込む】
表計算ソフトや会計ソフトで作成したCSVファイルを読み込む場合は、❷をクリックします。

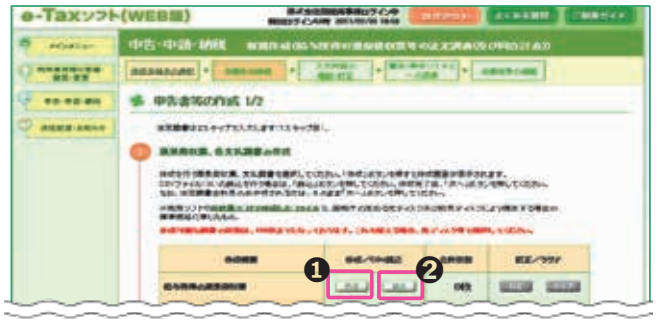

! 源泉徴収票が所定の件数を超える場合は、分割して送信してください。

源泉徴収票の作成後に、法定調書合計表を作成したら、後は、電子証明書で電子署名を付与して送信！

! 電子証明書は、個人の事業主の方はマイナンバーカードをご利用いただけます。
法人の場合は、法人の電子証明書が必要ですが、代表者の方のマイナンバーカードもご利用いただけます。

eLTAXで市区町村と税務署へ一括して作成・送信も可

市区町村に提出する給与支払報告書を**eLTAX**の作成ソフト**PCdesk**（対応税務ソフトを含みます。）を利用して作成・提出している場合は、税務署に提出する源泉徴収票のデータも同時に作成し、一括して送信することができます。

（eLTAXホームページ）

国税庁　法人番号7000012050002　R5.8

詳しくは各市の税務課へ

砺波市　税務課　TEL(0763)33-1111
小矢部市　税務課　TEL(0766)67-1760
南砺市　税務課　TEL(0763)23-2005

富山県内のすべての市町村において、給与所得者に係る個人住民税の特別徴収（給与からの引き去り）を徹底しています。法令によりすべての事業所で特別徴収の方法により納めることが原則となっていますので、ご理解とご協力をお願いします。

給与支払報告書の提出

給与支払報告書は、「年末調整のしかた」や「給与所得の源泉徴収票等の法定調書の作成と提出の手引」を参考にして正しく作成してください。
また、令和６年１月31日（水）までに給与受給者の住所地の市町村へ提出してください。

作成上の留意点

- 給与支払報告書は、個人番号の記載が必要となっています。
- 前職分の給与額を含んでいる場合は、摘要にその支払者の所在地、名称、支払額、社会保険料控除額、源泉徴収税額、退職年月日を記載してください。
- 給与支払報告書（総括表）は記入漏れのないようにしてください。

※地方税ポータルシステム（eLTAX）をご利用いただくことで、「給与所得者の源泉徴収票（税務署提出用）」と「給与支払報告書（市区町村提出用）」を一括で作成・提出できます。
詳しくは、eLTAX ホームページをご覧ください。

償却資産（固定資産税）の申告

毎年１月１日現在（賦課期日）、事業をされている法人や個人事業主の方は、償却資産の所在する市町村へ資産の所有状況を申告する義務があります（地方税法及び税条例の規定による）。
償却資産とは、事業（製造業、販売業、建設業、農業など）のために使用している資産です。

申告期限

令和６年１月31日（水）

提出書類

① **償却資産申告書（必須）**
② **種類別明細書（必須）**
③ **その他必要な添付書類（課税標準の特例の適用を受ける場合など）**

対象資産の種類

構築物及び建物付属設備（舗装駐車場・内装など）、機械及び装置、船舶、航空機、車両及び運搬具（自動車税対象車両除く。）、工具・器具及び備品など

- 廃業・解散などの場合や資産の増減がない場合でも、その旨を記載し申告書を提出してください。
- eLTAX による申告も可能ですので、ご利用ください。
- 様式は、各市の税務課のホームページからダウンロードできます。
- 窓口混雑緩和のため、できる限り郵送での提出をお願いいたします。

法人会会員企業にお勤めの方は、おひとり様からでも集団扱の割安な保険料でご加入いただけます。

がんを含む
病気やケガの備えに

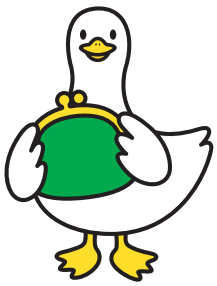

手軽に備える医療保険
EVER シンプル

心配な「がん」の備えに

「生きる」を創るがん保険
WINGS

◎商品の詳細は「パンフレット」「契約概要」などをご確認ください。

引受保険会社
Aflac
アフラック
富山支社 〒930-0004 富山市桜橋通り2-25 富山第一生命ビルディング7F
法人会用フリーダイヤル 0120-876-505
※今後の対応は担当の募集代理店が行ないます。

資料請求はお気軽にどうぞ! アフラック 法人会 検索

No.1 アフラック がん保険・医療保険 保有契約件数
令和4年版 インシュアランス生命保険統計号

法人会がん保険制度
法人会医療保険制度
公益財団法人 全国法人会総連合

P23164 AFツール-2023-0266 7月17日

Business Guard AIG AIG損保

会員企業をサポートする、AIG損保のリスクソリューション

法人会の
ハイパーメディカル
会社で入る医療補償
会社で入る医療補償
業務災害総合保険
疾病入院医療費用保険金・
疾病入院医療保険金 等セット

地震災害のリスクをガード
法人会の
ハイパー任意労災
政府労災の上乗せ補償
業務災害総合保険
地震・噴火・津波危険補償特約
等セット

充実の福利厚生サービス※
- 電話相談サービス(24時間電話健康相談・介護相談ホットライン)
- メンタルケアカウンセリングサービス
- セカンドオピニオンアレンジサービス
- 生活習慣病サポートサービス

※本サービスはAIG損害保険株式会社がティーペック株式会社に委託してご提供します。ご契約の内容により、ご利用可能なサービスが異なりますので、お問い合わせください。

AIG損害保険株式会社
URL:https://www.aig.co.jp/sonpo

お問合せ先
富山支店
〒930-0856 富山県富山市牛島新町5-5 インテックビル9階
TEL. 076-432-6232 FAX. 076-442-4885
午前9時～午後5時（土・日・祝日・年末年始を除く）

この広告は保険の概要をご説明したものです。 (22-073001)

その安心で、企業とともに未来をつくる。 DAIDO 大同生命保険株式会社

CM特設サイトはこちら

大同生命保険株式会社／富山支社　高岡営業所　高岡市丸の内１番４０号　高岡商工ビル７Ｆ　TEL 0766-22-2397

お問い合わせ先　**公益社団法人 砺波法人会事務局　☎（0763）33-1544**

●発行所　公益社団法人　砺波法人会　〒939-1332 富山県砺波市永福町6-28 砺波商工会議所ビル3階

広報委員長 神下正弘　電話 0763-33-1544　FAX 0763-33-4173　印刷 有限会社アカマツ印刷

ホームページアドレス http://www.tonamiho.com/　Eメール tonami-h@violin.ocn.ne.jp